

新生ふくしまの創造に向けた要請書

【平成25年1月】



福島県町村議会議長会
会長 大野 峯

我が国に甚大な被害をもたらした東日本大震災から間もなく2年を迎えようとしているが、今なお巨大地震、巨大津波の爪痕は、今も被災地に深く刻まれており、加えて本県では、未来を担うとされていた原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質が、住民の平穏な暮らしと恵み豊かな大地を奪い去り、本県の復興を妨げる最大の要因となっている。

本県は今、大地震、大津波に加え、原発事故からの復興に県民一丸となって邁進しているところであるが、本格的な復興を果たし、新生ふくしまの創造を果たすためには、解決すべき諸課題が山積している。

ついては、本県が掲げる“新生ふくしまの創造”に向け、次の事項の実現について強く要請する。

I. 復旧・復興対策について

1. 復興庁が各府庁に対する強い権限を持ち、被災地の復興政策をリードできる体制強化を図ること。また、復興局についても権限と人員体制の強化を図ること。
2. 復旧・復興のスピードアップを図るとともに、必要な財源の確保と万全の予算措置を講じること。
3. 原発事故による風評被害を含めた様々な実害が今なお続く本県の実情を踏まえ、復興交付金の対象事業を広げるなど制度の拡充を図ること。
4. 地震・津波によって被害を受けた道路、防潮堤等のインフラ整備を早急に行うこと。
5. 被災自治体に対する職員派遣等の人的支援が中・長期に亘り円滑に行えるよう、平成25年度以降も派遣体制の整備と財政措置を講じること。

特に、被災町村の復興計画に基づいた事業の実施に係る専門的知識や技能を有する技術系職員など、国等関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと。

6. JR常磐線を早期に復旧させること。

II. 原子力災害対策について

1. 国内外の英知を結集し、福島第一原子力発電所事故を終息させ、3月11日以前の状態に戻すこと。
2. 福島復興再生基本方針に基づく施策を財源の確保を含め着実に実施し、本県の復興を加速化させること。
3. 損害賠償等について
 - (1) 東京電力に対し「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、被害者優先の親身な賠償を行わせるとともに、「原子力損害賠償紛争解決センター」の組織体制や仲介機能を強化し、東京電力に「総括基準」や「和解仲介案」を受け入れさせ、迅速な賠償を行わせること。

(2) 損害の範囲を広く捉え、被害者の生活再建など長期的な視点を踏まえた十分な賠償期間を確保させること。

また、賠償期間については、加害者である東京電力のみで判断することないように、終期の判断基準を「指針」や「賠償基準」に明確に示し、被害者に不利益が生じることのないようにすること。

(3) 避難指示区域の見直しに伴い、住民や事業者に混乱や不公平が生じないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実にかつ迅速に行わせること。

また、田畑、森林等の「賠償基準」について、国が早急に示すとともに、地震・津波等の複合要因がある財物損害への賠償については、避難指示や立ち入り制限により早期の復元が妨げられてきたことを原因として価値が喪失・減少したものととらえ、柔軟に対応させること。

(4) 自主的避難等に係る賠償については、損害の範囲を幅広く捉え、県内全域を対象に、県民それぞれの被害実態に見合った十分な賠償を行わせること。

また、個別具体的な事情による損害についても、誠意をもって対応させ、確実にかつ迅速に賠償させること。

(5) 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を東京電力に徹底させるとともに、消滅時効の援用を行わないよう指導すること。

また、法制度の見直しを含め検討すること。

(6) 原発事故に起因して地方公共団体が実施した事業や税の減収等の全ての損害を確実にかつ迅速に賠償させること。

4. 放射性物質の除染等について

(1) 効果的な除染・除去手法を確立するとともに、さらなる除染の推進を図るため、除染廃棄物の減容化技術を確立し、減容化施設の設置を推進すること。

(2) 除染に係る費用は長期にわたり莫大な額が見込まれるところであるが、国が責任をもって確実に負担すること。

(3) 福島環境再生事務所の権限を強化するとともに、仮置き場の設置等について、市町村の意向を最大限尊重し柔軟に対応すること。

(4) 中間貯蔵施設の設置にあたっては、地元自治体並びに住民の理解を得たうえで、国が責任をもって設置するとともに、最終処分場としないことを明確にする法制化を図ること。

(5) 県土の約71%を森林が占める本県にとって森林の除染が重要であることから、地域の実情に沿って森林の除染が実施できるようにすること。特に間伐は、本県による実証事業により除染効果が認められており、また、間伐材も復興資材やバイオマスとして有効利用できることから、間伐等を森林除染の方法として位置づけること。

5. 放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える下水汚泥や浄水発生土、焼却灰等（指定廃棄物）を早急に処理すること。
また、8,000Bq/kg 以下であっても地元住民等の理解が得られず、埋め立て処分等ができず各施設内に仮置き保管しているのが実態であることから、早急に有効な対策を講じること。
6. 本県の農林水産業、商工・観光業等あらゆる分野において、深刻な風評被害を含めた様々な実害が今なお生じていることから、科学的根拠に基づく正しい情報を発信し、被害の防止に努めるとともに、風評被害克服のための積極的な施策を展開すること。
7. 解除された緊急時避難準備区域、見直された避難指示区域の住民が安心して帰還できるよう、除染は勿論のこと、基金の設置等財政措置と併せ、インフラの復旧や生活再建支援に万全を期すこと。
8. 住民が安心して帰還できるという判断が立つまで、仮設、借り上げ住宅の入居期限等については、入居者の意向が最大限尊重されるようにすること。
9. 住民が帰還しやすい環境をつくるためにも、災害公営住宅の建設を促進すること。
10. 「町外コミュニティー（仮の町）」構想の具現化に向け、必要な法整備並びに避難住民受入市町村等における福祉施設等の整備のための基金設置など早急な体制整備を行うこと。
11. 被災地域でのインフラ復旧や除染の作業が本格化することに伴い、作業員等の宿泊施設の不足が懸念されることから入居見込みのない応急仮設住宅の活用など宿舎不足解消策を講じること。

Ⅲ. 健康管理対策の強化について

1. 原発事故に伴う県民の健康管理にあたっては、健康被害の防止に国が責任を持つこと。
特に、空間線量や食品中の放射性物質濃度については様々な見解があることから、国が示した数値について責任をもってその安全性を立証し、県内外の不安を取り除くこと。
2. 原発事故により医師や看護職員が県外等への流出したことにより、特に被災地域の医療供給体制が崩壊の危機に瀕し、医療供給体制の再構築が急務であることから、さらなる医師・看護職員等人材の確保及び財政措置を行うこと。
3. 避難生活の長期化に伴い、避難者の心身の疲労も極限に達しており、特に、災害弱者である子どもや高齢者、障がい者の健康管理が一層重要となるので、さらなる充実を図ること。
4. 子ども・被災者支援法の事業執行に係る必要予算を確実に措置し、早急な事業展開を図ること。

IV. 雇用等対策について

1. 事業停止や事業所移転などを余儀なくされた中小企業に対する支援の充実を図ること。
2. 緊急雇用創出基金事業をはじめとする各種施策のさらなる充実を図り、被災地域の雇用の確保に万全を期すこと。

特に、平成24年度末で基金事業が終了となる「震災等緊急雇用対応事業（絆づくり応援事業を含む）」については、原発事故により依然として避難生活が続く被災地の実情を考慮し、事業を継続すること。

3. 新たな時代をリードする産業と新たな雇用を創出すること。
 - (1) 新たな経営・生産方式の導入による農業再生モデルの構築。
 - (2) 放射線医学と関連させた医療機器産業振興、創薬開発支援、高齢化に対応する産業づくり。
 - (3) 原子力発電に代わる再生可能エネルギー関連産業などの集積と雇用の創出。
4. 新たな企業立地補助制度の対象地域については、県内全域とするとともに、本県予算枠を十分確保すること。

V. 防犯体制の強化について

避難指示区域の再編に伴い、警戒態勢が解除された地域の防犯体制のさらなる強化に努めること。